

訓令 番号	教育長訓令名	公布年月日
1	さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令	平成28年3月25日

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前					
（部長、課長及び課内室長の専決事項） 第3条 部長及び課長の専決事項は、別に定めるもののほか、共通専決事項については、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）別表第2を準用し、個別専決事項については別表に掲げるとおりとする。この場合において、市専決規程別表第2の2人事・サービスの表第10項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。 2 [略]				（部長、課長及び課内室長の専決事項） 第3条 部長及び課長の専決事項は、別に定めるもののほか、共通専決事項については、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）別表第2を準用し、個別専決事項については別表に掲げるとおりとする。この場合において、市専決規程別表第2の2人事・サービスの表第9項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。 2 [略]					
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）					
個別専決事項				個別専決事項					
[略]				[略]					
学校教育 部	課所名	専決事項	課長	部長	学校教育 部	課所名	専決事項	課長	部長
	指導1	1～3 [略]				指導1	1～3 [略]		
	課・指導2課 (共通)	4 <u>校外行事实施届</u> （高等学校を除く。） <u>及び実施報告書</u> （高等学校を除く。）を受理すること。	○			課・指導2課 (共通)	4 <u>校外学習等</u> （高等学校を除く。） <u>を承認し、実施報告書</u> （高等学校を除く。）を受理すること。	○	
		5～11 [略]					5～11 [略]		
[略]				[略]					
館岩少年自然の家	1	さいたま市立館岩少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号） <u>第11条</u> の使用許可の取消し及び <u>第16条</u> のただし書に規定する認	○		少年自然の家	1	さいたま市立少年自然の家条例（平成13年さいたま市条例第130号） <u>第12条</u> の使用許可の取消し及び <u>第17条</u> のただし書に規定する認定	○	

	定を行うこと。		
2	館岩少年自然の家の所掌事務に係る関係機関への届出、報告等を行うこと。	○	
3	館岩少年自然の家の使用を許可すること。	○	
4	館岩少年自然の家の使用料等を徴収すること。	○	
[略]			
[略]			

	を行うこと。		
2	少年自然の家の所掌事務に係る関係機関への届出、報告等を行うこと。	○	
3	少年自然の家の使用を許可すること。	○	
4	少年自然の家の使用料等を徴収すること。	○	
[略]			
[略]			

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。